議会報告会の質疑応答概要 (総務委員会)

NO		質疑応答の要旨	
1	Q	市民が議会と接するのは傍聴くらいですが、このような場が設けられ、非常にいいと思っています。ぜひこういった場がどんどん成熟して、成長してほしいと思っています。 質問ですが、議会の役割のところで、最初は本会議で、次が委員会、次がまた本会議というよう に質疑や討論・採決が行われるわけですが、委員会と本会議で異なる結論が出た場合にはどうな るのか伺います。	
	Α	本会議も委員会も質疑、討論、採決という形で進めていきますが、本会議の結果をもって、議会の結果となります。(武委員長)	
2	Q	家の建て替えを検討しており、1年前から市役所に建て替えができるかを確認し、建て替えできますよという返事があったので、建築申請を出したのですが、その後、申請の許可が下りず、市から突然、家を建てないでほしいと言われました。 また、代替地の件で、市からは議会が終わっても連絡がなく、市の対応を不信に思っています。 議会を通った代替地の予算額など、関係する案件はどこに載っているのでしょうか。 ボーリング調査なども行っていて不利益を被っています。市はどのような対応をするつもりなので しょうか。	
	Α	所管の部署に確認してお知らせします。(武委員長)	
3	Q	議会の傍聴席ですが、随分座り心地が悪いです。何とかならないでしょうか。 次に、庄和総合支所の待合室で議会の状況をテレビ放映していましたが、いつの日からか見られないような状況になっています。どうすれば、本庁まで行かないで支所で見られる状態が確保されるのでしょうか。 次に、3年前に正風館で、まちづくり懇談会がありましたが、その結果について、報告がきちんとされていません。こういう意見がでましたという報告だけでもしてもらえると、参加できなかった人にもどんな状況かというのが分かると思いますので、今日の会議もそうですが、どういう意見が出され、どんな状況だったかという報告をお願いしたいと思います。	
	Α	1点目の傍聴席については、要請、要望をしていきます。 2点目の支所内での議会の様子の視聴については、見られるように要請します。 3点目の3年前に正風館で行われた懇談会の状況及び結果説明等につきましては、所管部署に伝えていきます。(武委員長)	
4	Ø	今回の報告会は、4委員会に分かれており、参加者は、2日間で4つの会場を周らなければなりません。もう少し説明等を簡略すれば、全体的な議会の報告を1回で聞けるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。 次に、補正予算の公共用地及び施設取得についてですが、積み立て5億円とありますけれども、土地開発公社の現在の債務残高と今後議会としてどのような方向でこれを見守っていくのか伺います。	
	Α	 ・今回の議会報告会は、日程の設定、委員会の割り振り等々を広報広聴委員会で設定しました。 初めての試みということもあり、4つの委員会を午前・午後、午前・午後という形で設定をしました。 いただきましたご意見のように出来るだけ集約できるよう、今後、調整を図っていきたいと思いま す。(小久保委員) ・土地開発公社は別資料になっており、本日は手元に資料がなく詳細については申し上げられま せんが、土地開発公社の債務残高は、約110億円です。また、公共用地及び施設取得の基金 は、26億7,700万円となっています。(片山委員) 	

NO		質疑応答の要旨
5	Q	説明が、資料を読まれているだけなので、それであれば前もって資料を渡してもらえれば読む必要がなくなります。生の声で報告があるのがいいのではないでしょうか。報告内容も全文ではなく要約したものが載っているのですから、議会報告会の日程は、できるだけ詰めていただきたい。また、日程については、できるだけ早く教えてほしい。出来れば全て聞きたいと思っていたので、ぜひお願いしたい。 なお、資料の5ページで歳入の方が119億5,000万円などと記述されていますが、歳出の方が約870万円や2億1,000万円などと大きな差があります。そこの説明がないと歳入・歳出の関係が分かりません。
	А	資料の作り方として見づらい点、分かりづらい点があったのかと思います。ご指摘の意見を取り入れて修正していきたいと思います。また、日程については、出来るだけコンパクトにまとめられるよう調整してまいります。歳入と歳出については、資料の3ページに歳入と歳出の全体の状況が分かる図を掲載しています。5ページについては、議論の内容からこういう形で掲載していますが、もう少し工夫をしていきたいと思います。(小久保委員)
6	Q	陳情第2号春日部市自治基本条例の一部の改変を求める陳情書の議事録はありますか。 条例に上位、下位の優劣をつけないのであれば、最高規範という言葉は不適切であり、使うべきではないと思います。また、配布資料に、憲法違反ではないことを明確に記す義務が地方自治法上あるのではないでしょうか。 配布資料では、市民の定義について行政サービスの対象としての市民(住民)と自治基本条例における政治参加も可能な市民の定義を混同した回答になっています。自治基本条例の市民のの定義は、イコール、有権者の定義になると知ってのことでしょうか。また、春日部市民の権利が相対的に低下することに対する答えがなく、春日部市民の権利が低下することを認めるということでしょうか。 市民と市外在住者又は納税者と非納税者の間で抗争が起こるなどのケースを想定しておらず、安全を保持しているとは言えないと考えます。
	Α	 ・陳情に対する意見交換の記録はあります。また、市民の定義は、春日部市に通勤されている方など様々な関係性のある方も含めています。行政には、共同参画及び市民参画、災害時などは居住に関係なく皆さんを救助しなければいけないという使命もあります。ご理解をいただければと思います。(武委員長) ・この議会報告会では、ご意見そのものを議論する場ではなく、ご質問の内容に答弁すること自体が総務委員会の報告になりませんので、別の機会に意見交換をお願いします。(秋山委員)
7	Q	委員会の議事録を見る手続きはどのようにすればいいのか。 執行部がどのような意見を言ったのか知りたいが、その辺は可能なのでしょうか。
	Α	年内くらいには、正式な議事録としてホームページに公開されます。また、議事録には発言者の名前が載ります。(秋山委員)
8	Q	意見交換の依頼を会派などにする場合、電話でもよいのですか。
	Α	議員の住所や電話番号は公開されていますので、連絡はとれる状況にあります。(秋山委員)
9	Q	自民党の公式ホームページで、「ちょっと待て、自治基本条例、つくるべきかどうかもう一度考えよう」という冊子が自由に見られ、「憲法は国の最高規範です。あらゆる法律はこの憲法に違反することはできません。」や「同じ条例の中で上位に位置づけられる条例などはありません。」等と書いてあります。自治基本条例の憲法違反性に関して、大きな議論が起こっていることを皆さんにぜひ認識していただきたいと思いました。
	Α	別の機会に意見交換をしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。(武委員長)

NO		質疑応答の要旨	
10	Q	9月定例会の審議結果をみると、すべて可決となっていますが、どれほど深く審議し判断したのか疑問があります。質疑は、議会の中でどういう形で検討されていくのでしょうか。議員さん個人の考えで質疑が行われるのか、或いは会派で検討をしてその結果として質疑が行われるのか、議会の中の仕組みを教えてほしい。 次に、自治基本条例をつくるときに、ワークショップなどに出ており、成立の経過などを分かっているのですが、その際、自治基本条例は条例の中の最高規範で、その他の条例はすべて自治基本条例と整合性をとらなくてはいけないというのがありました。私自身は、自治基本条例は最上位にあると思っていたのですが、最上位にないという話なので。 議会として、このような意見について窓口を設定してもらえるとありがたいと感じました。	
	А	質疑については、個人で質疑される方、あるいは会派で協議をした上で質疑をする方もいます。 自治基本条例に関しては、非常に難しい内容で、5分や10分で済むような中身ではないと思います。別の機会で意見交換をしていきたいと思っています。(武委員長)	